

## 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

- イ 施設管理実施計画の始期及び期間
- ロ 加工施設の工事の方法及び時期
- ハ 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期
- ニ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

### 加工施設 施設管理実施計画

(第 4 保全サイクル(2023 年度))

(H51605-23-001-00(2023/3/31 承認))

※計 216 枚\_本文 7 枚、添付資料 1\_1 枚、添付資料-2(1)\_46 枚、(2)\_56 枚、(3)\_11 枚

(4)は本書の添付書類 1 そのものなので添付は割愛、(5)\_24 枚、(6)\_45 枚、(7)\_16 枚

(8)\_10 枚

# 日本原燃株式会社

## 加工施設 施設管理実施計画 (第4保全サイクル (2023年度))

承認	審査		作成	
濃縮事業部長	ウラン濃縮 工場長	放射線管理部長	濃縮保全部長 保全管理課長	

改正履歴表					
件名					作成箇所
加工施設 施設管理実施計画（第4 保全サイクル（2023 年度））					濃縮保全部 保全管理課
改正番号	施行日	改正内容および理由	承認 承認日	審査 審査日	作成 作成日
00	2023.3.31	・新規作成。	表紙による	表紙による	表紙による

# 目次

## I 施設管理実施計画

1. 施設管理実施計画の始期および期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 加工施設およびその他施設の設計および工事の計画・・・・・・・・・・ 1
3. 加工施設およびその他施設の巡視  
(加工施設の保全のために実施するものに限る。)・・・・・・・・・・ 2
4. 加工施設およびその他施設の点検等の方法、実施頻度および時期・・・・・・・・ 2
5. 加工施設およびその他施設の工事および点検等を実施する際に行う  
保安の確保のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6. 加工施設およびその他施設の設計、工事、巡視および点検等の結果  
の確認および評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
7. 加工施設およびその他施設の設計、工事、巡視および点検等の結果の  
確認および評価の方法の確認および評価の結果を踏まえて実施すべき措置  
(未然防止処置を含む。)に関する事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
8. 加工施設およびその他施設の施設管理に関する記録に関する事・・・・・・・・ 4

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 添付資料－1             | 【加工施設の設計および工事の計画】 |
| 添付資料－2 (1)～(3)     | 【点検計画】            |
| 添付資料－2 (4)         | 【定期事業者検査計画書】      |
| 添付資料－2 (5)、(6)、(8) | 【使用前事業者検査計画書】     |
| 添付資料－2 (7)         | 【使用前検査(社内)計画書】    |

## I 施設管理実施計画

### 1. 施設管理実施計画の始期および期間

本施設管理実施計画の適用期間は、2023年4月1日から2024年3月31日とし、以降、この期間を第4保全サイクル（2023年度）という。

第4保全サイクル（2023年度）の施設管理実施計画の期間は、第4保全サイクル開始日から第5保全サイクル開始（2024年4月1日）の前日までの期間とする。

- (1) 第4保全サイクルの適用期間は、加工施設の生産停止中であり、【特別な保全計画】を基に施設管理を実施する。
- (2) 第4保全サイクル中に生産運転再開となる場合は、通常の【保全計画】を基に施設管理を実施する。

### 2. 加工施設およびその他施設の設計および工事の計画

加工施設において、本保全サイクルで実施する設計および工事を計画している改造または新增設「以下、改造等という。」のうち、改造工事件名等の概要および工事の範囲（以下の(1)～(7)）を明確にし、添付資料-1のとおり実施する。

- (1) 設工認の対象となる工事
- (2) 設備の信頼性の維持または向上を図るために行う工事であって、その後の点検等の方法、実施頻度および時期が変更となるもの
- (3) 長期施設管理方針を踏まえて実施する工事
- (4) それまでの点検等の有効性の評価結果を踏まえて実施する工事
- (5) NRA指示文書または指導文書に基づき実施する工事
- (6) 施設管理の重要度が高い設備の工事
- (7) 使用前事業者検査または使用前検査の対象となる工事  
(設工認対象となる工事を除く。)

なお、設計および工事については、「設計管理細則」、「工事管理細則」等に基づき実施する。

使用前事業者検査および使用前検査（自主検査含む）については、使用前事業者検査細則および濃縮保全部使用前検査受検マニュアルに基づき実施する。

設計および工事の詳細については、以下の設計図書により管理する。

- ① J-650-AA-0221 2A ■■■ マスタコンストラクションスケジュール (2A ■■■ MCS)
- ② J-650-AA-0203 2A ■■■ マスタコンストラクションスケジュール (2A ■■■ MCS)

また、本保全サイクルにおいて、加工施設の設計および工事を実施後、使用（供用）前点検を行う構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査、自主検査および試験により確認・評価する。

確認・評価時期までに、以下の①～③の事項を定めた計画を策定する。

- ① 検査の具体的方法
- ② 検査の項目、評価方法および管理基準
- ③ 検査の実施時期

3. 加工施設およびその他施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）

- (1) 保修担当課長および巡視点検課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、「加工施設 施設管理要領」および「巡視点検細則」による巡視を実施する。

4. 加工施設およびその他施設の点検等の方法、実施頻度および時期

本保全サイクルでは、「ウラン濃縮工場 施設管理細則」に基づき、長期的に停止することを踏まえた保管管理方法に応じて劣化が想定される設備等の点検、保全方式の変更、分解点検等の特別な点検などを考慮して、対象機器の選定、点検の具体的方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準、点検の実施時期を検討し、「特別な保全計画」を作成し、業務管理文書に定める。

なお、最新版は各々の点検計画および計画書で管理するものとする。

詳細は、以下の添付資料 - 2 (1) ~ (8) に示す。

添付資料 - 2 (1) 2023 年度 濃縮保全部機械保全課 点検計画

添付資料 - 2 (2) 2023 年度 濃縮保全部電気計装保全課 点検計画

添付資料 - 2 (3) 2023 年度 放射線管理部放射線管理課 点検計画

添付資料 - 2 (4) 2023 年度 定期事業者検査計画書

添付資料 - 2 (5) 使用前事業者検査計画書（新型遠心機への更新等）

添付資料 - 2 (6) 使用前事業者検査計画書（第4回、第5回申請）

添付資料 - 2 (7) 使用前検査(社内)検査計画書（設工認第1回～第3回申請）

添付資料 - 2 (8) 使用前事業者検査計画書（Bウラン濃縮廃棄物建屋増設）

5. 加工施設およびその他施設の工事および点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

運転上の制限を遵守するための措置が必要な項目として、保安規定に定める操作上の留意事項である「臨界安全管理」「漏えい管理」「過充填防止」「熱的制限」「吊上げ高さ制

限」のうち、加工施設の生産停止中に措置が必要な項目は「漏えい管理」が該当する。

以下(1)～(3)に漏えい管理が必要な工事について示す。

(1) 件名「新規制基準に基づく追加安全対策等の実施（設工認第4回、第5回申請）」【漏えい管理】

(2) 件名「新型遠心機(RE-2A■■■■)等の制作、据付」【漏えい管理】

(3) 件名「本格導入(RE-2前半)における既設遠心機等撤去および新規制基準に基づく追加安全対策等の実施（設工認第3回申請）」【漏えい管理】

なお、保安上必要な措置については「設計管理細則」に基づき、添付資料-1の工事毎に改造計画書および新增設計計画書を作成し、その中で保安上必要な措置を定め管理する。

## 6. 加工施設およびその他施設の設計、工事、巡視および点検等の結果の確認および評価の方法

### (1) 設計の結果の確認および評価の方法

設計の結果の確認および評価の方法については、「設計管理細則」に従い、設計開発の検証として、設計の段階を以下の1～3に分類し、各段階で検証を実施する。

- ① 設計1：基本設計方針の作成
- ② 設計2：詳細設計の実施（適合性確認対象設備に必要な設計）
- ③ 設計3：製作設計の実施（具体的な設備の設計）

また、改造等工事の実施および必要な検査を実施し、工事報告書に取り纏め、設計の結果の確認および評価結果を保全の結果の確認・評価および保全の有効性評価としてインプットする。

### (2) 工事、点検等の結果の確認および評価の方法

工事、点検等の結果の確認および評価の方法については、「ウラン濃縮工場 施設管理細則」に従い、保全の結果の確認・評価として、機器毎および件名単位で保全の各段階における以下の確認・評価を実施する。

- ① 点検手入前状態データ採取、一次評価
- ② 点検手入前状態データの妥当性確認および改善
- ③ 工事・点検結果推奨事項の確認および評価

また、上記の保全活動から得られた情報から年度単位で保全の有効性評価として確認する。

### (3) 巡視の結果の確認および評価の方法

巡視の結果の確認および評価の方法については、「ウラン濃縮工場 施設管理細則」および「巡視点検細則」に従い、巡視の結果の確認・評価として、機器毎および件名単位でCR（巡視により異常を検知したもの）、温度測定結果等より確認・評価を実施する。

また、上記の保全活動から得られた情報から年度単位で保全の有効性評価として確認する。

7. 加工施設およびその他施設の設計、工事、巡視および点検等の結果の確認および評価の方法の確認および評価の結果を踏まえて実施すべき措置（未然防止処置を含む。）に関すること

6. の評価結果を踏まえて実施すべき措置に関することは、「ウラン濃縮工場 施設管理細則」に従い実施した施設管理の結果の確認・評価および保全の有効性評価結果から、「CAP システム要則」に基づき、不適合処置および是正処置、未然防止等の必要な措置を講じることとしている。

また、保全の有効性評価結果および施設管理目標の達成度を基に、施設管理の有効性評価を年度単位で実施する。

8. 加工施設およびその他施設の施設管理に関する記録に関すること

加工施設の施設管理に関する記録、施設管理活動において作成される記録については、加工施設保安規定に基づき「加工施設 施設管理要領」「加工施設 運転総括要領」他下部細則等に規定し、作成・保存している。

なお、加工施設の施設管理に関する記録を一覧にまとめ、業務管理文書として管理している。



